

# 在宅療養の支援サービス

がん等疾患をもちながらも住み慣れた自宅で生活することは可能です。むしろ入院中のように病院の規則や制限なくあなたらしく人生を過ごすことも在宅療養では実現できます。在宅療養をするにあたって医療・ケアの支援サービスをご紹介します。

## 1) 在宅療養中に利用できる支援

### ① 訪問診療（在宅医）

訪問診療とは、医師が定期的に自宅へ訪問し、診察や治療、お薬の処方、点滴等を行うことで、安心して療養生活を送ることができるよう支えます。患者さんやご家族からの求めに応じて訪問看護師やケアマネジャーと連携し24時間体制でサポートし、患者さんが望む在宅療養をサポートすることができます。

かかりつけ医がいる場合には、まずは訪問診療が可能かどうかを相談してみましよう。訪問診療をしてくれる医療機関を探す場合は、インターネットで検索することも可能です。がん相談支援センターなど病院の相談窓口でも相談できます。

#### ●訪問診療医を探す

##### ☑徳島県がん診療機関検索 在宅緩和ケア対応機関

(徳島がん対策センター)

<https://www.toku->

[gantaisaku.jp/search/result.html?cancer\\_type=care&find\\_type=](https://www.toku-gantaisaku.jp/search/result.html?cancer_type=care&find_type=)



##### ☑徳島市在宅医療支援センター (徳島市医師会)

<https://www.tokushimashi-med.or.jp/zaitakuiryo/search/>

TEL : 0120-65-3960

月曜～金曜（祝日年末年始を除く）9:00～17:15



### ② 訪問看護

訪問看護は、在宅で療養している人や障害をもった人が住み慣れた家で、安心して暮らせるよう看護師が訪問し療養のお世話や医療処置、健康状態の観察といった看護ケアを提供するサービスです。

在宅医との連携をとり、医師の指示に基づき、看護師が自宅を訪問し看護を行います。

医療保険や介護保険により利用することができます。



#### ●訪問看護ステーションを探す

##### ☑徳島県訪問看護支援センター (徳島県看護協会)

<https://tokushima-kangokyokai.or.jp/houmon-kango/>



### ③ 在宅歯科診療・口腔ケア

病気のために通院による歯科治療や口腔ケアを受けることが困難な方に、歯科医師や歯科衛生士が訪問による歯科診療・口腔ケアを行うことができます。

在宅医や訪問看護師など多職種と連携して治療を行います。

詳しくは、かかりつけの歯科やケアマネジャーにご相談ください。



#### ●訪問診療対応の歯科医院を探す

☑在宅歯科医療連携室 (徳島県歯科医師会)

TEL : 080-2987-4838

<https://www.tda.or.jp/index.php/shittoko/house-call>



### ④ 訪問薬剤指導

薬剤師が自宅を訪問し、薬をきちんと飲めるように整理したり、飲みやすくするために剤形（錠剤・粉薬など）の選択や薬の変更を提案したりします。また、状態の変化があった場合でも、医師や訪問看護師などと連携をとりながら 24 時間体制で対応しています。

医療保険・介護保険により利用することができます。詳しくはかかりつけ薬局やケアマネジャーにご相談ください。



### ⑤ 介護保険

在宅で身体介護を受けたい時や介護ベッドや車いすなどの福祉用具を利用したいときに活用できる制度です。

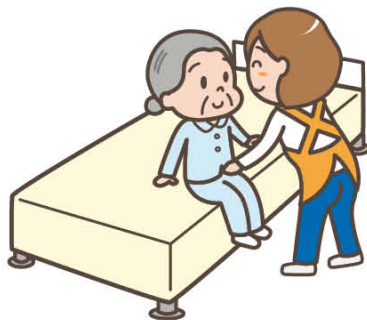
高齢者だけでなく、がん患者さんで日常生活に不自由があり介護を要する場合には、介護保険サービスを利用できる場合があります。

利用を希望される方は、お住まいの市町村の介護保険担当窓口または、地域包括支援センター（45 ページ）、がん相談支援センターなどかかっている病院の相談窓口へご相談ください。

#### ●対象者

① 65 歳以上の方で、日常生活で生活支援や介護が必要になった場合

② 40 歳～65 歳未満の方で、がんなどの特定の病気(特定疾病)が原因で生活支援や介護が必要になった場合。



## ●受けられるサービス

認定結果によって要介護状態区分が決定します。在宅で次のようなサービスが受けられます。サービス利用のためにはケアマネジャーと相談します。

- ・訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護
- ・訪問リハビリ、通所リハビリ（デイケア）
- ・通所介護（デイサービス）
- ・ショートステイ
- ・小規模多機能居宅介護
- ・福祉用具のレンタル（介護ベッド、車いすなど）
- ・福祉用具の購入（ポータブルトイレ、シャワーチェアなど）
- ・住宅改修（手すり、スロープの取り付けなど）

\*介護保険施設へ入所を希望する場合も介護保険を利用します。

## ●ケアマネジャー

ご本人・ご家族と一緒に、介護保険などの保健医療福祉サービス、その他利用できる様々な資源を組み合わせて「ケアプラン」を作成し、サービス事業所や医療・介護関係者と連絡調整を行います。

安心して生活が送れるようトータルサポートする心強いパートナーです。

お住まいを所轄する地域包括支援センター（45 ページ）や居宅介護支援事業所にいます。

## 2) 在宅療養サービスの利用にあたって

本章でご紹介した在宅療養サービスの導入にあっては、かかっている医療機関と在宅療養のスタッフとの綿密な連絡調整が必要になります。入院中の場合、必要に応じて、病院のスタッフと在宅スタッフが集まって、退院後の医療やケアについての検討や情報共有を行い（退院前カンファレンス）、より安心して在宅療養ができるよう支援します。

まずは、かかっている医療機関の主治医またはがん相談支援センターなど相談窓口にご相談ください。

